

営繕工事の工期算定基準

○営繕工事の工期 T の算定に係る工事日数は以下の考え方を原則とする。

第1 基礎日数【設計工期： T_1 】の算定

- 1 詳細設計時に設計事務所から提示があった工事日数（完全週休 2 日で設定）【 T_{1a} 】
※R 4 年度以前に設計済みの工事は、週休日を要確認
- 2 「建築工事適正工期算定プログラム 日建連版」による工事日数（完全週休 2 日、長期休暇ありで設定）【 T_{1b} 】
- 3 過去の同種工事による実工事日数【 T_{1c} 】
※実施工程を確認し、工事規模、施工条件等に応じて補正する

第2 加算日数【 T_x 】の算定

- 1 猛暑日による作業不能日数【 T_2 】
- 2 工事期間中に想定される施設行事等による休工日数【 T_3 】
例：入学式、卒業式、定期考査、各種イベント等
- 3 不測の事態による作業不能日数【 T_4 】
天候不良（台風、大雨、大雪等）や地震等による休工日数（1 日／月程度）
※多雪区域等においては、積雪による休工を考慮する
- 4 長期休暇による休工日数【 T_5 】
必要に応じて、夏休み（3 日）、年末年始（6 日）、ゴールデンウィーク（5 日）を見込む。ただし、当該休暇が土日等と重複する場合はこの限りではない。

第3 工事種別による工期 T に算出

- 1 新築工事の場合
 $T = T_1$ （原則： T_{1a} 又は T_{1b} のどちらか長い日数） $+ T_2 + T_3 + T_4 + T_5$
- 2 増築工事の場合
 $T = T_1$ （原則： T_{1a} 又は T_{1b} のどちらか長い日数） $+ T_2 + T_3 + T_4 + T_5$
- 3 改修工事の場合
 $T = T_1$ （原則： T_{1a} 又は T_{1c} のどちらか長い日数） $+ T_2 + T_3 + T_4 + T_5$

附 則

この基準は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 7 月 15 日から施行する。